

権利侵害の告知・流布と信用毀損行為 ～近年の裁判例の分析を中心として～

鈴木 信也^(*)

不正競争防止法2条1項15号は、不正競争行為の1つとして「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」を規制し、本号に該当する行為は信用毀損行為といわれる。本号の類型で問題になる行為として、取引先等に対する知的財産権侵害の警告が挙げられる。この事案では多くの場合、権利者が警告書や広告等で記載した事実が「虚偽の事実」に該当するかどうか争点となる。虚偽の事実の該当性に関しては、判例上も確立した基準はなく、事案に応じて柔軟な判断がなされている。近年、通信技術の発展により、権利者が権利侵害の旨を第三者に伝える媒体が多様化していることから、信用毀損行為に該当するための要件をどのように判断するのが問題となっている。

本稿では、不正競争防止法が定める信用毀損行為のうち、権利侵害の告知・流布に関する近年の裁判例を取り上げ、その動向を分析し、若干の考察を試みるものである。

I. はじめに

II. 権利侵害警告の信用毀損行為該当性に関する従来議論

1. 概論
2. 信用毀損行為該当性に関する判断枠組み

III. 近年の主要な裁判例

1. 東京地判平成27年2月18日判決[BD必須特許事件]
2. 大阪地裁平成27年3月26日判決[安定高座椅子事件]
3. 大阪地判平成27年2月19日判決、知財高裁平成28年2月9日判決[LEDプレスリリース事件]
4. その他の裁判例

IV. 若干の考察

1. 権利侵害警告の事案における「虚偽の事実」に該当する態様の多様化
2. ウェブサイト等を通じた権利を侵害する旨の告知・流布
3. 各裁判例における信用毀損行為の判断枠組みの傾向
4. 実務上の留意点

V. おわりに

I. はじめに

不正競争防止法(以下「不競法」という)2条1項15号(以下単に「15号」という)は、「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」を不正競争行為の1つとして定めている。この規定は、競争関係にある者が、客観的事実に反する虚偽の事実を告知し、又は流布して、事業者にとって重要な資産である営業上の信用を害することにより、競業者を不利な立場に置き、自ら競争上有利な地位に立とうとする行為を「不正競争」の一類型としたという趣旨である⁽¹⁾。本号に該当する行為は、いわゆる信用毀損行為といわれる。

本号の類型として問題になることが多いのが、知的財産権侵害の警告(以下「権利侵害警告」という)である。例えば、特許権等を保有する権利者が、他人の製造販売する製品に対して、自己の特許権等を侵害する旨の警告や、広告を掲載すること、又は被疑侵害者の取引先に対して、その旨の通知を行ったとする。しかし、その後、被疑侵害者の製品が権利者の特許発明の技術的範囲に属しないことや、当該特許が無効であるという公権的判断が下されると、告知・流布時に権利者が述べた事実が、事後的に「虚偽の事実」に該当することになる。それにより他人の営業上の利益が害された場合は、本号に該当することになる。そのため、権利侵害警告の事案で15号が問題となる場合、その争点

(*) 校友、株式会社沖データ 知的財産室、弁理士、ニューヨーク州弁護士

(1) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説・不正競争防止法』124頁(商事法務、2016年)。

の多くは、権利者が警告書や広告等で記載した事実が「虚偽」に該当するかどうかである。

従来の裁判例では、権利者による権利侵害警告の目的によらず、警告の内容が事実と反すると判断された場合には、それだけで信用毀損行為に該当すると判断される傾向にあった。その後は、上記のような一律な判断ではなく、取引先に対する権利侵害の警告が、自己の競争優位性を確保する目的ではなく、警告が正当な権利行使の一環としてなされた場合は、信用毀損の成立自体を否定したり、その違法性が阻却されるなどの判断が下されるようになった。しかしながら、虚偽の事実該当性に関しては、判例上も確立した基準はなく、事案に応じて柔軟な判断がなされている。さらに、近年では通信技術の発展により、権利者が権利侵害の旨を第三者に伝えるための媒体が多様化し、そうした場合に15号の該当性をどのように判断するのが問題となっている。

本稿では不競法15号のうち、近年の権利侵害警告に関する裁判例を取り上げ、その動向を分析し、若干の考察を試みるものとする。

Ⅱ. 権利侵害警告の信用毀損行為該当性に関する従来議論

1. 概論

15号が定める信用毀損行為は、他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布することにより競合他社に直接損害を与える行為であることから、不競法が定める不正競争の中でも、特に違法性が高い行為の一つであるといえる⁽²⁾。特に、競合他社の取引先に対する侵害警告に関しては、警告を受けた取引先がその後も取引を継続すれば、権利者から損害賠償等を請求される可能性がある旨を理解することが通常であるから、その後の取引を控える可能性が高い。結果として、競合他社は多大な損失を被ることになる。そのため、権利者による侵害警告が虚偽である場合、競合他社はいち早く当該侵害警告を停止させること、又は

被った損害の補償を請求する必要がある。15号は、故意又は過失を要件とする民法709条の不法行為責任では明記されていない差止請求を認めることで、故意又は過失を問わず行為者の信用毀損行為を阻止することが可能な点に実益がある⁽³⁾。

上述のとおり、権利侵害警告が信用毀損行為に該当するかに関しては、主に侵害警告である旨の権利者による通知が「虚偽の事実」であるかが争われる。虚偽の事実とは、客観的事実に反することをいう。虚偽であるかどうかは、告知・流布の相手方が、告知等された事実について真実と反するような誤解をするかどうかによって判断される⁽⁴⁾。権利侵害たる行為が存在しているか否かは、公権的判断の有無・先後によって変わることなく存在する事実であり、かかる事実と反する陳述流布は虚偽の事実の陳述流布と解される⁽⁵⁾。

さらに、15号に該当するには他人の「営業上の信用を害する」虚偽の事実の告知・流布であることが必要であるところ、信用とは社会的評価であり、第三者の外部的评价であることから、虚偽の事実の告知・流布の相手方が、取引先などでなく相手方そのものに対する警告に留まる場合には、外部的评价である信用を害していないという理由で、本号には該当しないとされる⁽⁶⁾。

告知とは、自己の関知する事実を特定多数の人に対して個別的に伝達する行為をいう。主に、顧客や取引先など特定された相手方に対する権利侵害警告の通知は、告知に該当する。流布とは、事実を不特定の人又は多数の人に対して知られるような態様において広める行為をいう。不特定多数がアクセス可能なウェブサイト等を通じて通知する行為が流布に該当する。一方、告知のような態様であっても、不特定多数に知られる態様であれば流布に該当する可能性もある⁽⁷⁾。

なお、伝達先が不特定多数にあたらぬとして「流布」に該当しないとしても、「告知」には該当するため、本号の適用があることには変わりはなく、その意味では両者を厳密に区別する実益は乏しい⁽⁸⁾。もっとも、両者は情報の伝播先の範囲に違いがあり、その結果、

(2) 渋谷達紀「不正競争防止法」247頁(発明推進協会、2014年)。

(3) 金井重彦ほか編著「不正競争防止法コメント」[改訂版]194頁(レクシスネクシス・ジャパン、2014年)。

(4) 土肥一史「知的財産法入門」[第15版]27頁(中央経済社、2015年)。

(5) 青柳哈子「虚偽事実の陳述」牧野利秋編「裁判実務体系第9巻工業所有権法」504頁(青林書院、1985年)。

(6) 小野昌延、松村信夫「新・不正競争法概説」[第2版]452頁(青林書院、2015年)。他、名古屋地判昭和59・2・27無休集16巻1号91頁[ウォーキングビーム事件]。

(7) 前掲注(3)金井・コメント199頁、大阪高判昭和55・7・15判タ427号174頁[階段滑り止め事件]〔競争事業者の取引先2社に対し、競争相手の商品が意匠権侵害をしている旨の警告書を送付する行為につき、その2社が商品流通の窓口的役割を果たしていることから順次不特定多数に伝播されるものとして、「流布」にあたることとした判断した〕。

(8) 前掲注(3)金井・コメント200頁、[木村修治]小野昌延著「新・注解不正競争防止法」[第2版]804頁(青林書院、2012年)。

損害賠償および信用回復措置の手段に影響を与えるものとして区別され得る⁽⁹⁾。

2. 信用毀損行為該当性に関する判断枠組み

15号が定める要件を満たした場合に、文言上、信用毀損行為に該当する。しかし、これまでの裁判例では、一律に信用毀損行為該当性を肯定するのではなく、違法性阻却事由や過失等を考慮して本号該当性を判断している。これまでの裁判例と学説を整理すると以下のとおりである。なお、下記判断枠組みの名称は便宜上筆者が本稿で用いるものである。

(1) 客観説 <従来の裁判例>

従来の裁判例では、特許権者による取引先等への権利侵害警告は、「事実」を通知するものであるが、それが後に非侵害・権利無効等であることが明らかとなった場合、他の考慮事項を検討することなく虚偽の事実にあたと捉え、不正競争に該当すると判断してきた⁽¹⁰⁾（以下、この裁判例の考え方を「客観説」という）。この結果、故意・過失が要件とされていない差止請求は、権利侵害警告が虚偽であることが証明されれば、原則認められる。損害賠償では故意・過失の有無が問題となるが、裁判例では、告知の内容や相手方の事情などの要素を考慮することなく、原則として、不正競争に該当すると過失があると判断される傾向にあった。過失が否定される場合としては、権利者が、権利侵害が存在すると誤信することに相当な理由があった場合など、例外的なケースに限られている⁽¹¹⁾。

学説の多数派は、客観説に相当する見解であり、公

権的判断により特許権等が非侵害と判断され、客観的にみて虚偽事実の告知・流布である以上、不正競争行為に該当する考えを支持している⁽¹²⁾。

一方、こうした判断枠組みは、信用毀損行為が容易に成立することから、権利者の権利行使を過度に委縮させるのではないかという批判もあるところ、後述する正当行為説が登場するようになった。しかし、現在でも客観説を判断枠組みとして用いる事例は複数存在する⁽¹³⁾。

(2) 正当行為説 <新傾向の裁判例>

権利者の権利の無効等が事後的に明らかとなった場合であっても、取引先等への警告前後の諸般の事情を考慮して⁽¹⁴⁾、権利者の権利侵害警告が特許権等の正当な権利行使の一環に該当するか（違法性阻却事由）を検討することで、不正競争行為の該当性を判断している裁判例もある（以下、この裁判例の考え方を「正当行為説」という）。

違法性阻却事由の判断要素に関しては、①特許権者が、事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は、事実的、法律的根拠を欠くことを容易に知り得たのにあえて警告をなした場合（いわゆる注意義務違反）、②競業者の取引先に対する告知行為が、特許権者の権利行使の一環としての外形をとりながらも、社会通念上必要と認められる範囲を超えた内容、態様となっている場合（いわゆる行為の相当性）を考慮して判断している⁽¹⁵⁾。

正当行為説に関して、学説では、この考え方を肯定的に評価するもの⁽¹⁶⁾、知的財産権の正当な権利行使

(9) 前掲注(5)青柳・502頁。

(10) 東京地裁昭和47・3・17無休集4巻1号98頁[フイゴ履事件]（業界紙に実用新案権の専用実施権を侵害するものとして警告を掲載したことが15号に該当すると判断した。裁判所は、権利非侵害であることから信用毀損は明らかであるとして、不正競争行為に該当すると判断した。）、大阪地裁昭和54・2・28判タ398号157頁[折畳式健康器具事件]、名古屋地裁昭和59・8・31無休裁集16巻2号568頁[マグネット式筆入事件]（取引先等の第三者に対して警告をする場合は、製造者に対しての警告よりも高度の注意義務が要求されることを示した例）、東京高判平成1・3・7判時1320号131頁[ファンモータ事件]等。

(11) 虚偽の事実該当するが、過失が認められなかった事例として、大阪地裁昭和53・12・19無休例集10巻2号617頁[戸車用レール事件]、大阪地裁昭和61・4・25[包装豆腐事件]等がある。これらの事例では、進歩性の欠如を理由とする権利無効に関して過失の認定を否定している。

(12) その他にも、田村善之『不正競争法概説[第2版]』447頁（有斐閣、2003年）、鈴木将文・批評550号[判時1870号]30頁、前掲注(2)渋谷・不競法264頁、金子俊哉『特許権侵害の警告と虚偽事実の告知』ジュリスト1286号（2005年）124頁、前掲注(8)[木村]小野・『新・注解』790頁等。

(13) 東京地判平成16・3・31判タ1153号266頁[通学用鞆事件]、知財高判平成19・9・12判例不競法1250ノ172ノ1611頁[地震感知器事件控訴審]等。

(14) 東京地判平成13・9・20判時1801号113頁[磁気信号記録用金属粉末事件第一審]（警告の目的に関しては、「警告文書の形式や文面だけでなく、警告に先立つ経緯、警告文書の配布時期・期間、警告文書の配布先の数・範囲、配布先である取引先の業種・事業内容・事業規模、取引先と本人との関係・取引態様、取引先の被疑製品への関与の態様、取引先の権利侵害訴訟への対応能力、警告文書への取引先の対応、警告後の警告者と取引先の行動」などを考慮して総合して判断すべきとしている）。

(15) 東京地判平成14・8・29判時1871号128頁[磁気信号記録用金属粉末事件・控訴審]（正当行為説の根拠として、訴えの提起が違法な行為といえるかは、権利者による裁判制度の利用の自由とのバランスを考慮することを示した最判昭和63・1・26民集42巻1号1頁が、特許権侵害訴訟にも当然適用されることを示した。）同様の構成をとるものとして、東京地判平成14・12・12判タ1131号249頁[無洗米特許事件]、東京地判平成15・10・16日判タ1151号109頁[サンゴ砂事件]、東京地判平成16・1・28判タ1157号255頁[携帯電話事件第一審]、東京地判平成16・8・31判時1876号136頁[ジャストホーム2家計簿バック事件]等がある。

(16) 外川英明『特許事件と営業誹謗行為—違法性阻却事由を中心に』日本弁理士会中央知的財産研究所編『不正競争防止法研究』49頁（レクスネクス・ジャパン、2007年）。

か否か、これを委縮させることがないか否かの点と公正な競争秩序の維持とを比較考慮して決すべきとして当該説に理解を示す見解や⁽¹⁷⁾、このような考え方は、条文にない権利者の主観的な要素まで判断している点や、その判断基準も不明確な点から妥当でないとする考えも存在しており⁽¹⁸⁾、多様な見解が示されている⁽¹⁹⁾。

(3) その他の裁判例及び学説

正当行為説の判断枠組みを用いて、権利行使態様の違法性有無を、過失の要件の中で判断する裁判例もある。客観説と判断枠組みは共通するが、この判断基準は過失の段階で、正当行為説で示された考慮要素を検討することで、より精緻に過失の有無を判断している⁽²⁰⁾。しかし、過失の段階で警告の経緯や態様等を判断することは15号との関係では不合理であるとの批判もあり⁽²¹⁾、この基準を踏襲する裁判例は少ない⁽²²⁾。

また、違法性阻却ではなく、侵害警告行為の内容や態様、警告の受け手の事情等を考慮し、取引先の紛争回避傾向を誘導しないものについては、営業上の信用を害する虚偽の事実の該当性を否定すべきであるという見解がある⁽²³⁾。不競法は行為規制法であるから、不正競争行為として排除されるべき悪性を明らかにして同法の規制を受けるべきであり、行為の悪性が存在しないと考えられる取引態様については、一定の場合には同法の適用は受けない行為であるとする。

Ⅲ. 近年の主要な裁判例

1. FRAND 宣言をした特許権に基づく権利侵害警告が信用毀損行為に該当するかどうか争われた事例⁽²⁴⁾ [BD 必須特許事件]

(1) 事案の概要

原告 X 社は、米国法人 Z のグループに属する日本

法人であり、ブルーレイディスク (BD) 製品を日本国内の小売店に販売している。被告 Y 社は、BD に関する標準必須特許のпатентプールを管理・運営する米国法人である。Y は Z に対して、Y が提供するライセンスプログラムについて通知し、ライセンス条件を提示して Z と交渉を行っていたが、ライセンス契約の締結には至っていなかった。その後、Y は日本において、X の取引先である小売店 3 社に対し、Y の管理する特許権に係るライセンスを受けていない BD の販売は特許権を侵害し、Y に加盟する特許権者等(プール特許権者)が差止請求権を有する旨の通知書を送付した(以下「本件告知」という)。Y に加盟する特許権者等は、本件特許権につき公正、合理的、かつ、非差別的な条件でライセンスを付与することを宣言していた(「FRAND 宣言」)。X は Y に対し、本件告知が不競法 15 号等に該当すると主張して、同法 3 条 1 項による差止め及び同法 4 条による損害賠償を請求した。

(2) 判旨

① 虚偽の事実の該当性について

本判決は、知財高裁平成 26 年 5 月 16 日決定[大合議決定]で示された基準に従い、FRAND 宣言をした標準必須特許については、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思のある者に対して差止請求権を行使することは権利の濫用として許されないと述べたうえで、これまでの交渉の経緯から、Y がライセンスを受ける意思を有する者であると認定した。そして、「……差止請求権の行使が権利の濫用として許されない場合に、差止請求権があるかのように告知することは、『虚偽の事実』を告知したものである」として、虚偽の事実と判断した。

違法性阻却事由の有無について、裁判所は、「思うに、特許権等の行使と認められる行為に不競法を適用

(17) 高部眞基子「知的財産権を侵害する旨の告知と不正競争行為の成否」ジュリスト 1290 号(2005 年)88 頁。

(18) 前掲注(12)田村『概説[第 2 版]』447 頁、前掲注(12)鈴木・批評 550 号 27 頁、畑郁夫・重富貴光「不正競争防止法 2 条 1 項 14 号の再検討—近時の東京高裁・地裁の新傾向判決を考える」判例タイムズ 1214 号(2006 年)16 頁以下など。

(19) 新傾向の裁判例に関する見解を述べたものとして、高橋隆二「取引先に対する特許権侵害警告と営業誹謗」Law & Technology 19 号(2003 年)153 頁、瀬川信久「知的財産権の侵害警告と正当な権利行使(再論)」田村善之編著「新世代知的財産法政策学の創成」145 頁(有斐閣、2008 年)、相良由里子「虚偽事実の告知・流布行為の認定」牧野利秋ほか編「知的財産法の理論と実務[3]商標法・不正競争防止法」394 頁以下(新日本法規、2007 年)、その他、2 条 1 項 15 号の裁判例を分析したものとして、菊地浩明「信用毀損行為」牧野利秋ほか編「知的財産訴訟実務体系 II 特許法・実用新案法(2)意匠法、商標法、不正競争防止法」508 頁(青林書院、2014 年)がある。

(20) 東京地判平成 18・7・6 判タ 1233 号 308 頁[養魚飼料添加物事件第一審]。

(21) この点に関し、不競法 2 条 1 項 15 号との関係では、「過失の有無は、あくまでも、虚偽の事実を真実と誤信したことに結果回避義務違反・注意義務違反が認められるかという問題であり、過失判断において、告知・警告の経緯、内容、態様等の客観的事情を考慮することは不合理である」との意見がある。三村量一、平津慎副「被疑侵害者の取引者に対する知的財産権侵害の告知と信用毀損行為(東京地判平成 24 年 5 月 29 日(平成 22 年(ワ)第 5719 号))」知財研フォーラム 92 号(2013 年)76 頁。愛知靖之「知的財産権侵害告知と不正競争防止法 2 条 1 項 14 号」Law & Technology 55 号(2012 年)49 頁も同旨。

(22) 同様の構成をとるものとして、知財高判平 23・2・24 判タ 1382 号 335 頁[ねじ特許事件]。

(23) 土肥一史「営業誹謗行為としての権利侵害警告」日本工業所有権法学会年報 5 号(1981 年)494 頁、土肥一史「取引先に対する権利侵害警告と不正競争防止法」中山信弘先生還暦記念「知的財産法の理論と現代的課題」451 頁(弘文堂、2005 年)。

(24) 東京地判平成 27・2・18 判時 2257 号 87 頁、判タ 1412 号 265 頁。

しないとする同法旧6条を削除した平成5年法律第47号による改正の前後を問わず、特許権の正当な行使と認められる行為については、不正競争は成立せず、他方特許権の濫用と認められる行為については、不正競争の成立を妨げないものと解される。」との見解を述べ、「そして、無効事由のある特許権の行使や、FRAND宣言に違反するような特許権の行使は、権利行使の場面においては権利の濫用と認められるのであるから、不正競争の成否の場面においても、同様の基準の下で権利の濫用と認め、不正競争の成立を妨げないものと解するのが相当であり、告知に至る経緯において権利者を保護すべき事情については、差止めの必要性や故意過失の判断に際して考慮すれば足りるというべきである。」と判断した。

② 差止め、損害賠償について

裁判所は、本件告知と同種の告知が今後なされることで、原告の営業上の利益を侵害するおそれがあると認めるのが相当であるという理由から、不競法3条1項に基づく差止めを認めた。一方、損害賠償に関しては、「本件告知の時点において、相手方がFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有するということをもって、直ちに差止請求権の行使が許されないと解することが、確立した法見解であったということではできないのであるから、Yは、被告プール特許権者の小売店に対する差止請求権の行使が権利濫用として制限され、本件告知が虚偽の事実の告知となることを、本件告知の時点では知らなかったものであり、そのことにつき過失もなかったと認めるのが相当である。」として、Yの損害賠償責任を否定した。

2. 実用新案技術評価書を提示せずに行った取引先等に対する権利侵害警告が信用毀損行為に該当するかどうか争われた事例⁽²⁵⁾ [安定高座椅子事件]

(1) 事案の概要

原告Xは、座椅子等の製造販売を行う会社である。被告Yは、安定高座椅子の考案についての実用新案権者である。Xは、本件X商品を開発して製造販売を行っていたところ、Yは、Xに対し、本件X商品がYの本件実用新案権に抵触していることなどの通知書(以下「本件警告」という)を送付した。さらに、Yは、インターネットを通じて本件X商品を販売する

業者等(Xの取引先も含む)に対し、X商品がYの本件実用新案権に抵触するものと認識していることなどの通知(以下「本件通知」という)を送付した。なお、Yは、本件実用新案権に関し、実用新案技術評価の請求を行ったところ、本件考案には進歩性がないとの評価が記載された技術評価書を得ていたが、X及び業者等への通知の前後を通じ、当該技術評価書を提示することはなかった。

Xは、本件実用新案権の無効を主張し、差止請求権等の不存在確認を求めると共に、当該業者等への通知が不競法15号の不正競争行為に該当するとして、同法3条1項による差止め及び同法4条による損害賠償を請求した。

(2) 判旨

① 虚偽の事実の該当性について

裁判所は、「Yは、本件実用新案権が無効とされ、これに基づく権利行使が否定される蓋然性が高いことを認識しながら、あえて本件警告及び本件通知に至ったものと推認することができる。」とし、「このような状態で、Yは、本件技術評価書を提示することなく、換言すれば、有効性に特段の問題もない権利であるかのようにして、本件通知先に前記内容の本件通知を送付したのであるから、これは、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当するといわざるを得ない」として、信用毀損行為に該当すると判断した。

② 差止め、損害賠償について

差止めの認定に関して、裁判所は、「Yは、本件実用新案権は無効ではない旨を主張し、Yの認識を示して相手方の対応を確認することは何ら違法ではない旨を主張するのであるから、Yが今後も同様の行為をすればおそれはあるといわざるを得ず、……Yの上記行為を差し止める必要があるというべきである。」と判断した。

損害賠償に関して、裁判所は、「……法が定めるところによれば、実用新案技術評価は、特許庁審査官が行う一種の判定であって、実用新案登録無効審判と同様の効力を有する行政処分にはあらず、実用新案技術評価において無効原因がある旨の評価を受けたとしても権利行使が禁じられるわけではないが、その場合、一方では、技術評価書の判断を否定して権利行使をするには、相応の根拠が必要というべきであるし、他方

(25) 大阪地裁平成27・3・26判時2271号113頁。

では、権利行使に先立って技術評価書を提示することにより、相手方は、技術評価書の記載を参考に権利の有効性を争う方向で対応するか、逆に、技術評価書の判断に依拠せず権利を有効なものとして対応するかを判断、選択することができるのであって、法は、そのような趣旨で、権利行使に先立ち、技術評価書を提示して警告することを求めたものと解され、技術評価書の提示は、極めて重要なものと位置付けられる。」として、実用新案技術評価書を取得、提示することの一般論を述べている。

そして、Yが本件技術評価書を提示せずに本件警告及び本件通知を送付した行為に対して、「……これは、不正競争行為にあると同時に、権利が無効となる可能性があることを知る機会を与えないままこれを行ったという意味で、法の趣旨に反する違法な行為というべきである。」とし、「Yの行為は故意の不正競争行為と評価すべきものであり、その違法性の程度は大きいといわなければならない」と判断して、Yの損害賠償責任を認めた。

3. ウェブサイトのプレスリリースで自社の権利を侵害する旨の告知流布を行ったことが信用毀損行為に該当するかどうか争われた事例⁽²⁶⁾ [LED プレスリリース事件]

(1) 事案の概要

原告Xは、半導体関連製品の販売を業とする会社である。被告Yは、半導体関連製品の製造、販売並びに研究開発等を行う会社である。Zは、台湾の会社であり、白色LED製品(以下「本件製品」という)を製造し、Zのウェブサイトで紹介している。Xは、Xのウェブサイトにおいて、取扱メーカーのひとつとしてZを紹介し、同社のウェブサイトへのリンクを貼っている。Yは、Xによる本件製品の輸入、譲渡及び譲渡の申し出に対し、Yの保有する特許権を侵害することを理由として、侵害行為の差止め及び損害賠償を求め

る訴訟を東京地裁に提起し(以下「先行訴訟」という)、Yのウェブサイト上でプレスリリースと題するページを掲載した(以下「本件プレスリリース」という)⁽²⁷⁾。先行訴訟に関しては、Yの請求を棄却する旨の判決がされたが、上告受理申立てがされて係争中であり、判決は確定していない。その後、当該プレスリリースの掲載は取り止められた。

Xは、Yによる本件プレスリリースの掲載が不競法2条1項15号所定の不正競争行為に該当し、先行訴訟の提起等が不法行為を構成するとして、同法4条及び民法709条に基づき損害賠償を請求した。

(2) 判旨

① 虚偽の事実の該当性について

裁判所は、Yによる本件プレスリリースの記載内容を考慮した結果、Xが、Zの本件製品を輸入、販売等することによりYの特許権を侵害していると強く思わせる記載内容となっており、このような記載は、YがXを相手に先行訴訟を提起したのに伴って、訴訟提起の事実を公表し、先行訴訟における自らの主張内容や見解を単に表明するという限度を超えており、原告の営業上の信用を害するものであると判断した。そして、XやZのウェブサイトにおける記載を考慮した結果、Yによる本件プレスリリースに記載された、Xが具体的な製品として特定された本件製品を輸入、販売し、又は本件製品の譲渡を申し出ることによってYの特許権を侵害していることを窺わせる事情は見当たらず、本件プレスリリースに記載された事実は虚偽であると判断した。

② 故意・過失の有無

裁判所は、プレスリリースにおける注意義務として、「特許権侵害を理由に提訴した際、提訴の事実を公表するにとどまらず、……(中略)、他者の行為が、自己の有する特許権を侵害しているとの内容をウェブサイト上に掲載してプレスリリースを行った場合、不特定多数の者が当該プレスリリースを読むため、他者の

(26) 大阪地判平成27・2・19(第一審)、知財高裁平成28・2・9(控訴審)。

(27) 本件プレスリリースの内容は以下のとおりである。なお、下記プレスリリース内の括弧書きは筆者が付したものであり、適宜文言を修正・省略している。

(見出し)台湾Z社製白色LEDに対する新たな特許侵害訴訟の提起について

(第1段落)……Yは、Xを被告として、台湾最大のLEDアセンブリメーカーであるZが製造し、Xが輸入、販売等する白色LEDについて、Yの特許権に基づき、侵害差止め及び損害賠償を求める2件の訴訟を東京地方裁判所に提起致しました。

(第2段落)当社は、これまでも当社特許を侵害する企業に対しては、全世界において当社の権利を主張し、とりわけ、日本市場での当社特許の侵害行為に対しては、断固たる措置を取ってまいりました。しかしながら、昨今の中韓台LEDチップ及びパッケージメーカーによる、特許権を無視した日本市場での行動は目に余るものがあります。このような日本市場での当社特許の侵害行為に対する対抗措置の一環として、今年8月にZ社製白色LEDを取り扱っていた会社に対する訴訟を提起し、当該事件の被告は当該白色LEDが当社特許の権利範囲であることを認め、その販売等を中止しました。今回提起した訴訟は、この訴訟に続くものであり、Xに対してもその販売等の中止等を求めるものです。

営業に重大な損害を与えることが容易に予想される。したがって、そのようなプレスリリースを行うに当たっては、あらかじめ、他者の実施行為等について、事前の調査を尽くし、特許権侵害の有無を法的な観点から検討し、侵害しているとの確証を得た上で、プレスリリースを行うべき注意義務がある。そして、このような注意義務を怠った場合、損害賠償責任(不競法4条)を負うというべきである。」との規範を示した。その上で、裁判所は、Yが先行訴訟を提起する前に、本件製品を購入し、特許の構成要件充足性を検討した点、Xのウェブサイトの記載や取引関係を考慮していた点は認めたものの、それだけでは不十分であり、YがXに問い合わせる、Xに警告書を送付して回答内容を確認する、Xの取引関係者等の第三者に問い合わせるなどして、Xが取り扱う具体的な製品を特定するための調査を尽くしたような形跡は窺われないことから、Yが本件プレスリリースを掲載するに当たり、尽くすべき注意義務を怠った過失があったものと判断した。また、これらの事情に鑑みても、Yの行為が正当な権利行使の範囲内にとどまるものとはいえず、違法性は阻却されないとした。

(3) 控訴審判決

控訴審において、Yによる本件プレスリリースの掲載については、不競法4条の過失があるとは認められないから、損害賠償請求は理由がないと判断し、地裁判決を覆した。本件プレスリリースの記載内容に関して、読む者をして、Xが、Yの特許権を侵害していると思わせる記載内容であることを認定したものの、本件プレスリリースの記載内容により、Xの営業上の信用を害するものであるとは判断していない。また、過失の認定に関して、裁判所は、YがXのウェブサイトから、Xが本件製品について譲渡等の申出をしていると判断したことは無理からぬところであり、Yが、本件製品を分析し、特許の構成要件該当性を確認した上で、先行訴訟を提起し、本件プレスリリースを掲載したのであり、そのことに過失があったものとは認められないと判断した。

4. その他の裁判例

(1) 東京地判平 27 年 12 月 10 日判決[吸水パイプ事件]

本事件は、観賞用水槽内の水を排出するための吸水パイプであるX製品を販売する原告Xに対し、Y製

品として同様の吸水パイプを販売する被告Yが、Y製品の形態はXの商品等表示として広く認識しているX製品と類似しており、その販売は不競法2条1項1号所定の不正競争に該当すると主張したのに対し(第1事件)、Yは、Xが多数の小売店にY製品の販売が不正競争に当たる旨の告知を送付した行為が、虚偽の告知として15号の不正競争に該当すると主張した事案である(第2事件)。

第2事件に関して、裁判所は、X製品が、同法1号が定めるXの商品等表示として広く認識されているものとはいえないと判断し、Xが多数の小売店に送付した文書は、Yの信用を害する虚偽の事実を告知するものというほかないとし、差止め及び損害賠償を認めた。

(2) 東京地判平 27 年 9 月 17 日判決[プログラム著作権事件]

本事件は、被告Y社が、原告X社の開発・販売するプログラムに関するX製品が、Yのプログラム著作権を侵害する旨の文書をX及びXの取引先その他の第三者に告知・流布したことから、不競法15号の不正競争に該当すると主張した事案である。

裁判所は、X製品及びY製品のプログラムについては、本件全証拠によっても、各具体的記述や、両製品の具体的内容(各プログラムの詳細な構成や機能、動作など)が明らかでなく、Yの主張のみでは、X製品のプログラムがY製品のプログラムを複製ないし翻案したものであるとは認められないと判断した。そして、Yによるプログラム著作権侵害に基づく請求には理由がなく、YがX及びXの取引先等に文書を送付した行為は、15号所定の信用毀損行為に該当し、同行為の差止請求が認められると判断した。さらに、Yは上記信用毀損行為に過失があるから、同法4条に基づく損害賠償責任を負うと判断した。

(3) 東京地判平 28 年 10 月 27 日判決[リサイクルインクカートリッジ事件]

本事件は、原告X社が被告Y社に対し、Xの販売するインクジェットプリンタのリサイクルインクカートリッジの包装のうちの特定の表示が、Xの商品等表示として周知であることを理由に、YがX表示に類似する各表示を用いたリサイクルインクカートリッジを販売する行為が、不競法2条1項1号所定の不正競争に該当すると主張したのに対し(本訴請求事件)、Yは、Xに対し、Xが同号所定の不正競争と理解されう

る内容をXのホームページに掲載する行為(以下「本件掲載文」という⁽²⁸⁾)が同法15号所定の不正競争に該当すると主張した事案である(反訴請求事件)。

反訴請求事件に関して、裁判所は、Xの主張する特徴点を総合しても、X製品の各表示が顕著な特徴を有するとはいえず、また、周知性においても需要者の間において周知になっていたとは認められないとして、YによるY製品の販売行為は、不競法2条1項1号所定の不正競争には該当しないと判断した。そして、Xによる本件掲載文に関しては、読み手の通常理解を前提とすると、本件掲載文を何人もアクセス可能なXのホームページに掲載する行為は、訴訟提起の事実とともに、Yの商品の販売行為が不競法に違反するという事実を流布するものと認めることが相当であると判断した。

過失の有無に関して、裁判所は、XがX商品のパッケージデザインそのもので周知であると考え、YによるY商品販売行為が不競法2条1項1号に当たると考えたことが全く不合理であるということとはできなとしながらも、「包装」の商品等表示が周知であると認められることに困難性があること、そうであるにもかかわらず、Yが断定的な表現で本件掲載文に、「その特徴的なパッケージデザインが……X製品を示すものとして、周知となっていました」との表現振りを選択した点にXの注意義務違反があることは免れず、Xには過失があり、損害賠償責任を負うべきであると判断した。

IV. 若干の考察

これまで取り上げた近年の裁判例のうち、以下の観点から若干の考察を行う。

1. 権利侵害警告の事案における「虚偽の事実」に該当する態様の多様化

権利侵害警告の事案では、権利行使の前提となる権利の有無が問題となり、権利が存在しているか否かは公権的判断の有無・先後によって変わることなく存在する事実であり、かかる事実と反する場合は、虚偽の事実と該当する。従来、権利侵害警告の事案において虚偽の事実と該当する態様の多くは、権利の非抵触や無効審決等の確定などであった。

今回取り上げたBD必須特許事件、安定高座椅子事件では、「虚偽の事実」に該当する新たな態様を示した事案として位置づけることができよう。すなわち、BD必須特許事件では、FRAND宣言をしている特許権者による差止請求権の行使について、相手側が、(1)特許権者がFRAND宣言をしていること、(2)FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者であることの立証に成功した場合は、民法に基づく権利の濫用に当たり、その場合に、差止請求権があるかのように告知することは、「虚偽の事実」に該当すると判断されている。過去にも、無効理由が明らかな権利に基づく権利行使は権利濫用であり、当該権利に基づく告知は、虚偽の事実と該当すると判断した事例もあることから⁽²⁹⁾、権利濫用を理由として、侵害警告が虚偽の事実と該当すると判断に特段問題はないと考える。また、標準必須特許は標準技術の利用に不可避であり、公共的な性格を有することから、一定条件において、標準必須特許に基づく権利行使を制限することは妥当であり、そのような考え方は、諸外国の考えとも同調するものである。そのため、「虚偽の事実」の該当性における裁判所の判断は妥当であると考えられる。

安定高座椅子事件では、虚偽の事実の該当性に関して、「本件技術評価書を提示することなく、換言すれば、有効性に特段の問題もない権利であるかのように

(28) 本件掲載文の内容は以下のとおりである。なお、下記掲載文内の括弧書きは筆者が付したものであり、適宜文言を修正・省略している。

(見出し)Yに対する提訴について

(第1文)挨拶文(省略)

(第2文)Xは、……不正競争防止法に基づき、不正競争行為の差止めおよび損害賠償金の支払いを求めて、Yを大阪地方裁判所に提訴しました。

(第3文)Xは、……順次、Zのインクジェットプリンタに適合する下記のリサイクルカートリッジを発売し、その特徴的なパッケージのデザインと品質が全国の消費者に認知され、パッケージのデザインは、X製品を表示するものとして、周知になっていました。

(X製品の画像)

(第4文)ところが、Yは、……全国の量販店などを通じ、上記のX製品のパッケージデザインと極めて似た下記の製品を輸入販売するようになりました。

(Y製品の画像)

(第5文)Xは、本提訴前にYに対し、消費者が上記Y製品をX製品と混同するおそれがあるとして、不正競争防止法に違反する旨を通告し、パッケージデザインの使用中止を要請していましたが、Yは、Xの要請を受け入れず、現在も上記Y製品の販売を継続しております。

(第6文)本件訴訟は、小売店においてX製品のパッケージと酷似する上記Y製品が現在も販売されており、ユーザーが取り違えて購入するおそれがあることから、ユーザーの利益を守ると共に、Xが日々受けている損害を回復するため、提訴に至ったものです。

(第7文)省略

(29) 前掲注(13) [通学用鞆事件]。

して、本件通知先に前記内容の本件通知を送付したのであるから、これは、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知に該当するといわざるを得ない」と判断している。さらに、故意・過失の判断では、実用新案法が定める実用新案技術評価書の趣旨を述べたうえで、当該行為は、「故意」の不正競争行為であり、その違法性の程度は大きいと判断している。

本事件は、実用新案法の特質と、信用毀損行為との関係を理解するのに良い事案である。すなわち、判旨によれば、実用新案法は実体審査をせずに登録を認める一方で、瑕疵ある実用新案権が登録される可能性が増えることから、特許庁の審査官が実用新案の有効性を評価する実用新案技術評価制度を設け(実用新案法12条1項)、実用新案権者は、技術評価書を提示して警告した後でなければ権利行使することができない旨を定めている(実用新案法29条の2)。

審査官による技術評価書は一種の判定であり、無効審判と同様の効力を有する行政処分には該当しない。そのため、権利に無効理由があるという理由で虚偽の事実の該当性が問題となる事案においては、無効審判の審決とは異なり、技術評価書の結果が虚偽の事実の該当性に影響を与えるものではないと考える。問題となるのは、技術評価書を提示して警告した後でなければ権利行使ができないにもかかわらず、権利者が技術評価書を提示することなく、あたかも権利行使できるかのように警告書を記載して相手方に送付することである。こうした場合に虚偽の事実該当することになる。権利行使ができないことに条文上の根拠があるという意味では、権利が無効審判で無効とされるべき場合(特許法104条の3等)や、権利の濫用(民法1条3項)と同様の枠組みであるともいえる。

以上のことから、権利者の技術評価書が無効原因を有する旨、有しない旨のいずれの評価であったとしても、技術評価書を提示して取引先に侵害警告を行っていた場合には、実用新案法29条の2を根拠とする虚偽の事実の告知には該当しないと考える。その場合であっても、信用毀損行為の事案では、裁判所が当事者の主張に基づき権利の抵触性、有効性を判断するため、当該権利に瑕疵があると判断された場合には、それを理由に侵害警告に記載した事実が虚偽の事実該当することになる⁽³⁰⁾。仮に技術評価書が無効原因を有する旨の評価であるにも関わらず、当該技術評価を否定する根拠を示すことなく取引先等へ侵害警告を行った

場合、裁判所が、技術評価書や当事者から示された証拠をもとに無効理由があると認定し、信用毀損行為の該当性を肯定すると思われる。その場合、事案の違法性を考慮し、過失ではなく故意による不正競争行為と判断することもあるだろう。

その他の事例では、原告の商品や商品の包装が、不競法2条1項1号における商品等表示に該当するため、被告の商品等の販売停止を求めた事案において、当該商品や包装が商品等表示には該当しないため、虚偽の事実該当するとした事例が挙げられる(吸水パイプ事件、リサイクルインクカートリッジ事件)。商品等表示に関しては、特許や意匠等のように設定登録がなされ、その権利内容が公衆に開示される性質のものではなく、その該当性が訴訟で審理されるものであるため、該当性を証明できるほどの識別性や使用実績がなければ、虚偽の事実該当する可能性が高いため注意が必要であろう。

2. ウェブサイト等を通じた権利を侵害する旨の告知・流布

近年、企業のコンプライアンス意識の強化や、知財順守の風潮も相俟って、権利者である企業が侵害訴訟等を提起した場合、その旨の事実を企業のウェブページを通じて、広く第三者に公開するケースが増えている。ウェブサイトによる掲載の場合、権利侵害警告のように特定の被疑侵害者に対して侵害行為を停止させるための内容というよりも、自社の権利が第三者に侵害されており、それに対する対処を行ったことを消費者や株主、投資家などのステークホルダーに通知することが目的となっている。その行為自体、企業への説明責任等の観点からも推奨される行為であるといえよう。しかしながら、ウェブサイトに記載した内容が単に侵害訴訟等を提起した旨の事実の通知に留まらず、他人の営業上の信用を害する情報を記載した場合、信用毀損行為の問題が生じる。ウェブサイトが、不特定多数の者がアクセス可能という特質に鑑みれば、当該ウェブサイトを開覧した者が、被疑侵害者の製品購入を控えたり、取引を中止せざるを得ない状況が生じるおそれ、特定の者に対する権利侵害警告の場合に比して大きくなる場合もあるだろう。このような態様の虚偽の事実の告知・流布については、特定の者に対する侵害警告と比較して、信用毀損行為の該当性の判断に違いが生じるのであろうか、従来の学

(30) 安定高座椅子事件でも、本件考案に関して技術評価書で示された判断とは別に、裁判所が本件登録出願前に公然実施された商品を理由に進歩性がないと判断し、本件実用新案権に基づく権利行使をすることができないと認定している。

説では十分な議論がなされているとはいえない⁽³¹⁾。

上述のLED プレスリリース事件では、「特許権侵害を理由に提訴した際、提訴の事実を公表するとどまらず、……（中略）、他者の行為が、自己の有する特許権を侵害しているとの内容をウェブサイト上に掲載してプレスリリースを行った場合、不特定多数の者が当該プレスリリースを読みため、他者の営業に重大な損害を与えることが容易に予想される。したがって、そのようなプレスリリースを行うに当たっては、あらかじめ、他者の実施行為等について、事前の調査を尽くし、特許権侵害の有無を法的な観点から検討し、侵害しているとの確証を得た上で、プレスリリースを行うべき注意義務がある。」として、ウェブサイトへプレスリリースを掲載する際の、掲載者側が負うべき注意義務を示した点に意義がある。しかしながら、控訴審では上記の規範を用いることなく、掲載者には過失がないと判断されたため、地裁判決で示された注意義務が確立された規範であると評価することはできない。なお、特定の取引先に対する侵害警告の事案においても、過失の判断に関しては、高度な注意義務が課せられるとした事例もある⁽³²⁾。インクカートリッジ事件に関しても、不競法2条1項1号に該当するとして侵害訴訟を提起した旨の内容を何人もアクセス可能なホームページに掲載した行為が問題となったが、当該行為が虚偽の事実を「流布」する行為であると認定されただけであり、侵害警告の事案に比べて、本事件がウェブサイトであるとの事情に鑑みた特有の判断がなされているとはいえない。

条文の構造上、15号は競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知・流布する行為を不正競争行為と定めているだけであり、虚偽の事実を発信する媒体がどのようなものであるかは問題となっていない。権利者には権利行使の一環として、第三者に対する侵害警告や、訴訟提起の事実をプレスリリースすることは認められるが、発信する媒体がどのようなものであっても、他人に損害を与えないようその記載内容に注意を払う義務が課せられている。一方、

ウェブサイトの特性を考慮すれば、権利者が権利行使の一環として社会通念上認められる範囲を超える悪性の高い行為を行った場合には、その情報の伝播先の違いから、他人に与える影響は侵害警告の場合と比べて大きくなることが予想される。そのような場合は、過失の判断や損害賠償額の算定の場面において、ウェブサイトの特性に鑑みた十分な検討がなされるべきと考える。特に、簡易な方法で多数の者に周知効果の高い情報を提供可能なウェブサイトでの掲載行為については、権利者にとって、虚偽の事実の告知・流布により他人に与える損害の程度が、当該行為によって自身が負担する損害賠償額を上回る場合、いわゆる「やり得」状態が生じる可能性がある。そうした場合、権利者は競合他社を意図的に市場から排除するために、虚偽の事実をウェブサイトへ告知・流布する行動をとる可能性があり、当該行為こそ不競法が規制すべき悪性の高い不正競争行為であると考えられる。このような状態を防ぐためにも、早急な差止めの認容だけでなく、ウェブサイト特有の事情を考慮した故意・過失判断や損害額算定の検討が望まれる⁽³³⁾。

3. 各裁判例における信用毀損行為の判断枠組みの傾向

権利侵害警告やプレスリリース掲載の場面では、警告の前提となる権利が事後的に行使不可能になると、文言上、虚偽の事実が該当する。従来の裁判例では、虚偽の事実が該当すると、一義的に過失ありとする判断や、権利者の正当な権利行使の一環であるかを考慮して、違法性阻却事由や過失有無の判断を行っている。裁判所がどのような場合に其々の判断枠組みを採用するのかについては、明確な基準が示されているとはいえない。

近年の裁判例に関しても統一した判断枠組みが用いられているとはいえず、事案によって様々である。BD 必須特許事件では、「特許権の正当な行使と認められる行為については、不正競争は成立せず、他方特許権の濫用と認められる行為については、不正競争の

(31) 過去にウェブサイトを通じた虚偽の事実の告知・流布が問題となった事件として、東京地判平成19・12・26[生ごみ処理機事件]がある。この事件では、被告が自社のホームページにおいて、原告が販売する商品は模造品である旨を表示していたことが、信用毀損行為に該当すると判断された。しかし、ホームページで虚偽の事実の告知・流布を行うことを考慮した判断はなされていない。また、ウェブサイトではないが、特許権侵害の仮処分訴訟を提起した事実等を記者発表で説明したことが、虚偽の事実の告知・流布に該当するかが争われた事件として、東京地判平成18・3・24判タ1279号307頁[液晶テレビ事件]がある。この事件では、仮処分訴訟を提起した事実や本件処分の申立内容、法的主張内容を説明しただけであって、本件記者発表をもって「虚偽の事実」には該当しないと判断された。

(32) 前掲(10) [マグネット式筆入事件]。

(33) 高林教授は、権利侵害警告を取引先に対して警告状を発した場合(「取引先告知パターン」と)、記者会見や広告行為を通じて公衆に対して行われる場合(「広告パターン」)に分類し、取引先告知パターンに止まらず広告パターンで競業者が特許権を侵害している旨を広報することは、実際には権利侵害がなかった場合であるならば、救済されるべき行為とする余地はない、とする。高林龍「特許権侵害警告と虚偽事実の告知・流布」中山信弘ほか編『竹田稔先生傘寿記念—知財立国の発展へ—』273頁(発明推進協会、2013年)。

成立を妨げないものと解される。……告知に至る経緯において権利者を保護すべき事情については、差止めの必要性や故意過失の判断に際して考慮すれば足りるというべきである。」として、権利者の正当な権利行使と認められる場合には信用毀損行為は成立しない旨の見解を示している。安定高座椅子事件では、正当な権利行使であるかを直接判断していないものの、通知を行った経緯や無効理由を知り得た可能性等をもとに虚偽の事実の告知・流布に該当するかを判断している。一方、吸水パイプ事件、プログラム著作権事件に関しては、虚偽の事実の告知と同時に過失ありと判断されており、客観説に相当する判断枠組みを用いていると考えられる。

ウェブサイト等を通じた権利を侵害する旨の告知・流布に関して、LED プレスリリース事件の地裁判決では、被告がプレスリリースに掲載した事実が虚偽であると認定され、過失の有無の認定場面で、被告がプレスリリースを行うまでの経緯を検討した結果、被告が果たすべき注意義務を怠った過失があると認定した。また、被告の行為が正当な権利行使の範囲内にとどまるものではないとの判断もされている。控訴審では、地裁で虚偽の事実の該当性を判断した事実と類似した事実をもとに過失の有無を判断し、結果として過失があったものとは認められないと判断した。インクカートリッジ事件においても、原告がホームページに掲載した事実が虚偽であると判断され、過失の有無の認定においては、ホームページに断定的な表現で事実関係を記載したというその表現振りに原告の注意義務違反があったとして過失があると判断されている。

思うに、どのような判断枠組みであったとしても、権利侵害警告や告知の前提となる権利が、非抵触・無効等であると判断された場合、それは行使することができない権利であるから、程度の差はあれ、警告や告知を見た第三者による取引回避を防ぐためにも、当該権利侵害警告や告知に対する差止は認容されるべきである。そして、権利者による警告、告知を行う媒体や手法、権利者の意図などの個別的事情については、故意・過失の判断や損害賠償の計算で判断することが妥当であると考えられる。

4. 実務上の留意点

侵害警告やプレスリリース等に記載された事実が、虚偽の事実の告知・流布に該当するかどうかは、告

知・流布する者の意図やその時期など、様々な状況をもとに判断される。特に近年の裁判例では、記載された事実の内容・表現方法が、他人の営業上の信用を害する内容であるかを重視して判断している傾向にある。そのため、権利者としては侵害警告やプレスリリース等に事実を記載する際に、その内容や表現方法に一層の注意を払う必要がある。

具体的には、断定的な表現は避けるべきであり、単に事実を記載することが必要である。例えば、「権利者は差止請求権を有する」や「不競法2条1項1号の商品等表示に該当し周知である」など、訴訟で審理されることになる事実関係については、断定的な表現ではなく、掲載時点では権利者の主張ないし意見である旨を留保して表現することが望まれる⁽³⁴⁾。この場合、「権利者は差止請求権を有する」などの記載は、権利者の主観的な意見や抽象的価値判断を伴う「評価」であるから、「事実」ではないとの意見もあり得るため、「事実」と「評価」をどのように区分けするかが問題となる。これに対しては、事実とは虚偽であると判断されるものであり、証拠等をもって虚偽か否かの判断ができる事項であれば、それは事実と解するべきである⁽³⁵⁾。そのため、上述のような表現も事実の告知に該当し、「虚偽の事実」の対象となるため、その表現方法には注意を払うべきである。

V. おわりに

本稿では、権利侵害警告における信用毀損行為に関する近年の裁判例を取り上げ、その傾向の分析と若干の考察を行った。従来の裁判例と同様、信用毀損行為に関しては、確立した判断枠組みというものを見出すことが難しい。条文もシンプルなうえ、技術の発展・進歩に伴い信用毀損行為に該当する態様も多様化していることから、一つの枠組みで判断することは困難であるという点は理解できる。今後は、本稿で取り上げたLED プレスリリース事件のように、ウェブサイト等を介して不特定多数がアクセス可能な態様での信用毀損行為の事例も増えてくると思われる。どのような態様であれ、不競法が掲げる事業者間の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与するという法目的と、権利者の正当な権利行使が不当に妨げられないことのバランスを考慮した、妥当な解決策を検討していくことが重要である。

(34) 東京地判平 28・10・27[リサイクルインクカートリッジ事件]。

(35) 前掲注(12)田村・概説2版440頁、東京地判平 17・1・20[リクルート品質誤認・虚偽事実事件]。

